

## 第四十七回

### 近畿知的障害者福祉大会

が開催されました

東成育成園 角森佐岐子

十月五日(日)和歌山市民会館にて近畿大会が開催されました。午前中は式典、全日本育成会からのメッセージ、全日本育成会中央相談室長 細川瑞子様による講演「新しいまもり方」、午後からはシンポジウム『「障害者自立支援法」改正のその先を考える』と盛りだくさんのプログラムで、充実した一日を過ごすことができました。それぞれに貴重な情報、ご意見をお伺いしましたが、全体に共通してのキーワードは『行政に頼るだけではなく、自ら行動を!』ということでした。

細川様の講演では、親の会の究極の目的は安心して暮らせるシステムづくりであると話され、資料のまとめには「所得保障についての再確認、そして会活動へ」とし、①基礎年金を本来の「基礎的生活費」として使えるようにすべき。

②受動的な所得再配分から能動的な参加保障へ。③障害の子への財産の有効な残し方を研究、提言する。④積極的な成年後見制度利用を考え、「安心して暮らせるシステムの構築」へと記されています。

午後のシンポジウムでは、保護者・支援者・事業所・行政それぞれの立場から発表がありました。兵庫県ではケアホームに家賃補助(上限二万円)がありますが、もともと宝塚市が補助していたものを自立支援法施行後も継続してほしいと県に対し運動した成果であったこと。また、質の高い支援員を確保す

るため養成講座を開くなど、会活動が活発である事をうかがい知ることが出来ました。しかし、九年間施設で訓練を重ね就職できた人が、三年間就労継続できたことを理由に障害基礎年金が一級から二級に引き下げられた事例も発表され、会場内に憤りが広がりました。

最後に助言者の副島理事長が、自立支援法の理念は間違っていない。親、事業所、自治体がそれぞれやるべきことをやり、併せて国の施策が整ってこそ、障害者の豊かな暮らしが見えてくると締めくくられました。

子供たちの幸せのために、大阪市育成会は何をすべきか、ヒントをたくさん頂いた大会でした。

## 地域活動育成事業

### セミナー報告

事務局 木下 智之

去る九月二十六日(金)

に大阪市立浪速人権文化センターにおいて、地域活動育成事業・セミナーが開催されました。このセミナーでは、「働く権利を守る」を安心して地域で働くためにと銘うって、障害のある方が一般就労や施設・作業所などでの福祉的就労問わず、安心して仕事のできる環境づくりのために何が必要かという点に主眼をおいて行いました。まず午前の部では、大阪市育成会の理事であり弁護士の大川圭乃様より「地域で安心して働くために」というテーマで基調講演がありました。

雇用した障害者への劣悪な環境下での金銭搾取

や身体的暴力が、過去のものではなく今なお現実の問題として発生して報道されている。それは、まだ障害のある方への雇用の場が限定的であって、職場の環境条件を選択する幅がまだ狭いことも大きな要因の一つに挙げられています。大きな事件に限らず、日常の様々な場において、自分自身の意見をうまく表現できない障害のある方が不当な扱いを受けたままの状態であることを痛感させられます。

こうした状況に対していかに改善・解決すれば良いのでしょうか。具体的に発生した事件に対しては、刑法的な解決、または損害賠償請求といった民事的な解決、そして労働基準監督署や行政庁の監査など、法律を遵守させる機関による行政的解決があります。そして最後に挙げられた

